

令和元年

第52回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

会 期	令和元年8月20日	開会
	令和元年8月20日	閉会

令和元年第52回沖縄県介護保険広域連合議会定例会会期日程表

開会 8月20日 会期 1日間
閉会 8月20日

目次	月日（曜）	会議区分	開議時刻	摘 要
1	8月20日（火）	本会議	午前10時	開会 議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 議会運営委員会の選任 諸般の報告 選挙管理委員及び補充員の選挙 一般質問 議案の審議 承認第1号 専決処分の承認について 報告第1号 専決処分の報告について 報告第2号 専決処分の報告について 報告第3号 専決処分の報告について 議案第8号 沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定について 議案第9号 沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例 議案第10号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例 議案第11号 沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 議案第12号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第1号） 議案第13号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第1号） 認定第1号 平成30年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定（決算審査特別委員会付託） 認定第2号 平成30年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定（決算審査特別委員会付託） 委員会 本会議 決審査特別委員会 開議 議案の審議 認定第1号 平成30年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定（決算審査特別委員長報告）

目次	月日（曜）	会議区分	開議時刻	摘 要
1	8月20日（火）	本会議		認定第2号 平成30年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定 （決算審査特別委員長報告） 議員派遣の件 閉会中の継続調査の件 閉会

第 1 日 目

8 月 2 0 日 (火)

令和元年第５２回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

令和元年第５２回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）は、令和元年８月２０日（火）沖縄県介護保険広域連合（会議室）に招集された。

１．開会、閉会の日時及び宣告

開会（令和元年８月２０日　：　午前１０時００分）

閉会（令和元年８月２０日　：　午後　０時５１分）

開会の宣告（議　長　田仲　康榮）

閉会の宣告（議　長　田仲　康榮）

２．応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏　　名
１	山　川　安　雄
２	吉　浜　　覚
４	與那嶺　　透
５	崎　浜　秀　進
６	山　城　良　一
７	仲　間　信　之
８	仲　間　ト　ム
９	島　袋　義　範
１１	伊　　正　徳
１２	森　山　　悟
１３	伊　計　裕　子
１４	宮　里　　歩
１５	喜屋武　すま子

議席番号	氏　　名
１６	比　嘉　麻　乃
１７	徳　田　将　仁
１８	石　垣　大　志
１９	新　垣　一　史
２０	宮　平　喜　文
２１	上江洲　智　章
２２	渡　口　　亮
２３	垣　花　恵　忠
２５	吉　永　　浩
２６	砂　川　泰　秀
２７	宜　保　安　孝
２８	神　谷　嘉　栄
２９	田　仲　康　榮

３．不応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏　　名
３	池　原　　太
１０	小　嶋　勝　喜
２４	親　川　　清

議席番号	氏　　名

４．出席議員及び欠席議員は、応招議員及び不応招議員と同じである。

5. 本会議に職務のため出席したものは、次のとおりである。

課 名	氏 名
総 務 課	金 城 裕 樹
総 務 課	仲 座 円

課 名	氏 名
総 務 課	大 村 健 太

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席したものは次のとおりである。

職 名	氏 名
広域連合長	新 垣 邦 男
副広域連合長	
副広域連合長	
副広域連合長	
事 務 局 長	具志堅 兼 栄
総 務 課 長	大 城 朝 敏

職 名	氏 名
業 務 課 長	大 城 善 則
会 計 課 長	野 原 学
認定課長兼中部 調査認定事務所長	與那覇 準
南部調査認定 事務所長	與那嶺 稔
北部調査認定 事務所長	東 江 隆 路

7. 会議に付した事件は、次のとおりである。

承認第1号 専決処分の承認について

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

議案第8号 沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定について

議案第9号 沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第11号 沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議案第12号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第1号）

議案第13号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成30年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定

認定第2号 平成30年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定

令和元年第52回議会（定例会）議事日程（第1号）

8月20日（火） 午前10時 開会

日程	議案番号	件名	備考
1		議席の指定	
2		会議録署名議員の指名	
3		会期の決定	
4		議会運営委員の選任	
5		諸般の報告	
6		選挙管理委員及び補充員の選挙	
7		一般質問	
8	承認第1号	専決処分の承認について	即決
9	報告第1号	専決処分の報告について	即決
10	報告第2号	専決処分の報告について	即決
11	報告第3号	専決処分の報告について	即決
12	議案第8号	沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定について	即決
13	議案第9号	沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例	即決
14	議案第10号	沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例	即決
15	議案第11号	沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	即決
16	議案第12号	令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第1号）	即決
17	議案第13号	令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第1号）	即決
18	認定第1号	平成30年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定	決算審査特別委員会付託 決算審査特別委員会付託
19	認定第2号	平成30年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定	
		決算審査特別委員会	
20	認定第1号	平成30年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定	決算審査特別委員長報告 決算審査特別委員長報告
21	認定第2号	平成30年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定	
22		議員派遣の件	
23		閉会中の継続調査の件	

○議長 田仲康榮 ただいまから令和元年第52回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を開会致します。

本日の会議を開きます。

開会にあたり、広域連合長より招集のご挨拶がありますので、これを許します。

広域連合長。

○広域連合長 新垣邦男 皆さん、おはようございます。よろしくお願いします。本日は、令和元年第52回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。開会にあたりご挨拶を申し上げますが、広域連合の運営については、日ごろから議員の皆様のご配慮とご協力をいただき、順調に運営をできております。この場をかりて、感謝を申し上げたいと思っております。

さて、今年度は第7期事業計画の中間年度であり、第8期事業計画に向けた重要な年度であることから、職員と一丸となって事業執行と課題解決に取り組んでいるところであります。

その一環として、去る5月21日には、副広域連合長とともに玉城デニー沖縄県知事を表敬訪問致しました。知事に対して、これまでの広域連合に対する支援へのお礼と広域連合への現状と課題、並びに介護サービス基盤強化などの継続的な支援を求めて参りました。皆様ご承知のとおり、平成30年度の介護保険制度改正で、居宅介護支援事業の管理者要件が主任介護支援専門員に変更され、当該要件に関する経過措置が、令和3年3月31日までとなっております。このことは、広域連合並びに沖縄県の居宅介護支援事業に大きな影響を及ぼすものだろうと思われております。広域連合においては喫緊の課題として位置付け、内閣府の地方分権改革に関する提案申し出に対して、離島地域や過疎地域における経過措置期間の延長について提案を申し上

げました。内閣府との2カ月を超えるやりとりの結果、重点事項に取り上げてもらい、去る7月11日の内閣府のヒアリングにおいて、広域連合や沖縄県の実情を訴えてきたところでございます。私どもはやるべきことをしっかり行い、介護保険行政に停滞が生じないように、構成市町村と連携を密にしながら、事業計画の実現と円滑な業務運営に取り組んで参りますので、皆様のご協力のほど、よろしくお願いをしたいと思います。

さて、本議会にご提案しております承認1件、報告3件、議案6件、認定2件の計12件となっております。議案等の内容については、事務局長から提案理由説明の中で申し上げますので、これらの提案につきましてご審議をいただき、いずれも原案どおり議決賜りますようお願いを申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長 田仲康榮 日程第1 議席の指定を行います。

今回、豊見城市より当選されました宜保安孝議員の議席は27番に、会議規則第4条第2項の規定によって指定を致します。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、6番 山城良一議員及び7番 仲間信之議員を指名致します。

日程第3 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本定例会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日の1日間に決定を致しました。

追加日程第6 議会運営委員会の委員の選任を行います。

お諮り致します。議会運営委員の選任については、委員会条例第3条の規定によって、吉浜覚議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって議会運営委員はお手元にお配り致しました名簿のとおり選任することに決定を致しました。

日程第5 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求めた説明員の職、氏名は、お手元に配りました名簿のとおりであります。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、事務局にて閲覧に供しております。

8月6日に全員協議会及び議員研修会を開催致しました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第6 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮り致します。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定致しました。

お諮り致します。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。した

がって議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、大道義光さん、仲村 肇さん、嘉手苺右和さん、赤嶺松男さん、以上の方を指名します。

お諮り致します。ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました大道義光さん、仲村 肇さん、嘉手苺右和さん、赤嶺松男さん、以上の方が選挙管理員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員を指名致します。選挙管理委員補充員には、仲村佳卓さん、仲宗根好美さん、仲間 悟さん、宮城政行さん、以上の方を指名致します。

お諮り致します。ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました仲村佳卓さん、仲宗根好美さん、仲間 悟さん、宮城政行さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選をされました。

日程第7 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。なお、発言の時間について申し上げます。本日の一般質問についての発言は、同一議員につき15分以内と致します。

14番 宮里歩議員。

○14番 宮里 歩 皆さん、おはようございます。風邪をこじらせてしまって、ちょっとお聞き苦しい点があるかと思うのですが、よろしくお願い致します。では、通告に従いまして質問を致します。

発言事項1点目、保険機能強化推進交付金(インセンティブ交付金)・介護保険料の均一

賦課について。要旨、平成30年度の成果説明書には、各市町村のヒアリングやアンケートを行い、意見聴取したとされているが、どのような声や課題があるのかを伺います。

2点目に、介護保険料の滞納について。年々、催告状の送付件数が増えてきていますが、どの年齢層がこういった理由で多いのか。滞納が続いた場合の介護サービス利用に影響はないのか伺います。

3点目、ケアマネジャーについて。介護を必要としている人が増加している一方で、ケアマネジャーの受験者数が激減していることが県内のニュースで取り上げられています。このままですと、介護難民が増えることが懸念されますが、今後の対策を伺います。

4点目に、ダブルケアについて。介護と育児のダブルケアが社会問題とされていますが、県内における実態調査などされた例がありますでしょうか。以上、ご回答よろしくお願い致します。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長 大城朝敏 それでは、宮里議員の質問にお答え致します。

まず1番、保険機能強化推進交付金と、あと保険料の均一賦課についてお答え致します。まず、保険機能強化推進交付金についてお答えします。ヒアリング及びアンケートにおいて、構成市町村からは介護人材強化を目的とした講演会、またボランティア養成講習会、認知症見守りセンサー、配食サービス及び福祉用具の利用啓発活動等に活用できないかといった意見がありました。本交付金を構成市町村に配布することが難しいことから、構成市町村全てにメリットがある事業をどのように展開していくかということが課題となっております。

続きまして、保険料の均一賦課についてお答え致します。保険料の均一賦課に向けて、広域

連合としては、構成市町村において介護予防事業の意欲低下が起こらないための支援。2つ目に、保険料と給付費のバランスを保つこと。3つ目に、構成市町村全体の介護予防の底上げのための取り組み強化等の課題が上がっております。また、構成市町村では、介護サービスが充実していない地域への支援強化、個別保険料が低い市町村へのインセンティブ。それとメリットとして、保険料が均一になることで、被保険者や住民にとって説明しやすい等の意見が出ておりました。以上で説明を終わります。

○議長 田仲康榮 会計課長。

○会計課長 野原 学 質問2番の介護保険料の滞納についてのご質問であります。年齢層を区分したデータがございませんので、8月6日現在で作成致しましたデータをもとに答弁致します。

まず、65歳から69歳が5割、70歳から74歳が2割、75歳から79歳が1割、80歳以上が1割強となっております。滞納の理由であります、無年金者及び仕事がないなどの経済的な問題が主な理由となっております。滞納が続いた場合の介護サービスへの影響ですが、サービス利用時の支払い方法の変更、それから利用者負担の引き上げ、高額介護サービス費等の支給停止などの影響が出てきます。

○議長 田仲康榮 業務課長。

○業務課長 大城善則 宮里議員ご質問の3と4についてお答え致します。

初めに、3のケアマネジャーについてお答え致します。ケアマネジャーの質や専門性向上を図る観点から、介護支援専門員の受検要件が平成30年度より法定資格保有者などに厳格化されたことから、沖縄県内において受験者数が平成29年度の1,949名に対し、平成30年度が702名と大幅に減少しております。今後もこの水準が続いた場合、介護サービスの提供に支障を来すことが懸念されます。今後の対策としては、まず

構成市町村や介護支援専門員協会との情報交換を行い、現場の状況を把握していきたいと思います。その上で、ケアマネジャーの確保に向けて支援していきたいと考えております。

次に、4のダブルケアについてお答え致します。沖縄県内の介護保険者等に確認を致しましたところ、介護と育児のダブルケアについての実態調査を行った事例はございませんでした。以上でございます。

○議長 田仲康榮 14番 宮里歩議員。

○14番 宮里 歩 再質問を行いたいと思います。

1点目のインセンティブ交付金と介護保険料の均一についての件なのですが、介護保険料の均一賦課についての今後のスケジュール的なものを教えていただけますでしょうか。

それから国保もそうなのですが、介護保険料が高すぎて何とかしてほしいといった声が多くあります。高齢者だけでなく、若い世代からも多くて、支払いが大変といった声があるのですが、均一賦課となると、その支払いする金額がさらに上がる可能性があるのではないかと思います。そこら辺の答えをお願い致します。

○議長 田仲康榮 総務課長。

○総務課長 大城朝敏 それでは質問にお答えします。

まず、保険料均一賦課に関するスケジュールについてですが、今現在、先ほどお話ししたようにいろいろな課題が上がっていますので、その課題解決に向けて、高い保険料の市町村には何とか予防事業を推進しながら、低くできないかと。また、サービスが少ない市町村については、本当に住民が必要としているサービスの確保が足りているのかも含めて、今ヒアリングを行いながら、その体制整備に努めているところです。スケジュールとしましては、来る10月にまた担当課長会議というものがあり

まして、その中でいろいろ分析をしながら、内容を練っているところなのですが、その内容を担当課長会議のほうで報告を行って、実際、2月の市町村長が集まる運営会議で最終的な決定を行うのですが、その前にある程度、10月でもう方向性を出して、その内容で内容を詰めていって、また運営会議でも報告しながら、その内容でいいかと調整しながら進めていく。最終的な決定については、来年の2月の運営会議のほうで、どちらにするかというところを決定するとなっております。

あと2点目に、保険料が上がるのではないかと、というところなのですが、今3つのランクの保険料がありますので、基本的に3ランクの市町村は下がるし、1ランクはもちろん上がるというところになるのですが、それが余りにも大きくならないように、広域連合としてもいろいろな対策をとっていきたいと考えております。以上で終わります。

○議長 田仲康榮 14番 宮里歩議員。

○14番 宮里 歩 ありがとうございます。

次に、2点目の介護保険料の滞納についてです。先ほどのご回答によりますと、無年金者とか、あとは仕事がない方というの方々が支払いが困難だということで大方いらっしゃるというご回答だったかと思うのですが、現在把握している数でいいのですが、無年金者はどれぐらいいるのかとか、数字までわかりましたらお願いしたいと思います。

それから、この2000年からこの介護保険制度は始まってはいるのですが、当初は全国平均でも月額2,911円だったというのが、今は5,500円台まで上がってきているのです。約2倍に上がってきています。支払いしたくても、やはり生活資金でいっぱい支払いができない。そういった方々が多くいらっしゃるかと思うのですが、各市町村との担当課との連携、あとは支援策など、どのようになされているの

か。そこら辺も含めて、ご回答をお願い致します。

○議長 田仲康榮 会計課長。

○会計課長 野原 学 まず、無年金者の数なのですが、詳細については把握はしていません。それから、市町村との連携というところなのですが、担当、特に収納で納付書の交付をして、市町村の役場のほうで支払ってもらうであとか、あと相談窓口、こちら広域以外にも市町村での窓口で相談を受けて、またこちら広域のほうに相談をしていただく、減免の相談であるとか、そういった形で連携をとっております。

○議長 田仲康榮 14番 宮里歩議員。

○14番 宮里 歩 あと、介護保険料を滞納すると、先ほどもご回答にありましたように、その滞納期間によってはサービス利用料の自己負担が引き上がったとか、あとはサービスの利用料が一旦全額負担になったりと、低所得者にとっては本当に大変な状況になるのです。厳しいものがあります。平成30年度はこういった方々にはペナルティー、罰則の状況というのがあるかと思うのですけれども、その状況というのは、どういった状況になっていますでしょうか。年々増加している傾向にあるのでしょうか。数字等ありましたら、ご回答お願い致します。

○議長 田仲康榮 会計課長。

○会計課長 野原 学 まず、滞納期間が1年以上、1年半未満の方については、償還払いになるのですが、平成30年度に償還払いが決定された人数は10人でございます。それから、滞納が2年以上になりますと、給付額の減額ということなのですが、平成30年度に給付額の減額の決定を受けた方については68人でございます。ちなみに平成29年度と比較しますと、償還払いは決定が20人、それから給付額の減額については、平成29年度は93人になっております。

○議長 田仲康榮 14番 宮里歩議員。

○14番 宮里 歩 3点目に移りたいと思い

ます。ケアマネジャーの件についてなのですが、新聞等でも報道がありました、このケアマネジャーの不足の状況というのを何とかしなければ、これから高齢化社会に向かって、本当に大変な状況になっていくのではないかと思いますけれども、全国的に見まして沖縄県というのは、今どのような位置付けにありますでしょうか。

○議長 田仲康榮 業務課長。

○業務課長 大城善則 沖縄県としては、対応策に取り組んでいるということは聞いておりますが、どういうふうに行っているのかというのは把握していません。広域連合としても、先ほど答弁致しましたけれども、介護保険支援専門員協会と情報交換を行い、それとまた市町村と情報交換を行った上で、状況を把握した上で、今後の対策をしていきたいと考えております。

○議長 田仲康榮 14番 宮里歩議員。

○14番 宮里 歩 全国的にケアマネの不足というのはあるかと思うのです。高齢化社会に今向かっていますので、私の知っている限りではあるのですけれども、ケアマネジャー1人当たり30名、40名、もっと多く見ている方の中にはいらっしゃるかと思います。すごく負担が大変になっているかと思うのですけれども、やはり今の沖縄県の位置付けがどのような状況になっているかということは、把握しておく必要があるのではないかと思います。それでもって対策というものも打ち出されていくことができるかと思うのです、沖縄県の現状把握をしていくべきではないかと思います。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 宮里議員にお答えします。

ケアマネジャーにつきましては、沖縄県については、やはり不足化する現象にあります。昨年度の合格者を見ても、53名なのです。全国の

合格率が10.1%に対して、沖縄が7.5%と合格率も低くございます。それと、課長のほうからも平成30年度激減した理由としては、受験資格が厳しくなったということも挙げられましたが、もう一点あるのです。もう一点は、ケアマネジャーの仕事の人气が下降気味になったというのも理由として挙げられます。どうして下降気味になったかという、膨大なペーパーワークが大きな負担になっているとか、あとは人間関係に疲れたとか、あとは登録や更新のために必須の研修時間や費用の負担が大きいと。2016年からケアマネの質を高めるということで、研修の時間数が増えています。それと、仕事の割には給料が安い。これはケアマネ自体が専門的な知識と技術を求められているのですが、その割には給料が低いということもございまして、現在ケアマネの人气が下降気味になっている。それも大きな一つの原因です。では、行政で今後やるべき対策というのはどういうものがあるかという、まずはケアマネジャーが業務を超えない、要するに環境整備をしなければいけない。もう一点は、更新研修の見直しをしなければならない。それと、ケアマネジャーの処遇改善をしなければならない。もう一点は、ケアマネジャーの資格の国家試験化。これは今、国家試験になっていませんので、ちゃんとした国家試験化をする必要があるだろうということで考えています。それと、足りないとは言っているのですが、平成10年からの受験者と合格者の数を見ますと、70万人以上が合格しているのです。実際に現場で働いているのは20万人です。いろんな理由がありまして20万人しか働いていないのですが、その潜在的な数というのは、大きな数があるのです。それを掘り起こす。掘り起こして現場に務めてもらうという作業も、今後の行政の課題としては大きな課題になっていくものだと思います。ご指摘のとおりケアマネにつきましても、県内ではまだまだ厳しい状況

ですので、関係機関と連携を密にして対応をしていきたいと思っています。

○議長 田仲康榮 14番 宮里歩議員。

○14番 宮里 歩 ぜひ働く人が意欲をもってできるような形で対策を打ってやっていただきたいので、お願いしたいと思います。

次に、4点目のダブルケアについてです。少子化と言われる日本ですけれども、沖縄県については、全国一出生率が高い県として喜ばしいことではあります。しかしながら、親の介護をしながら子育てをする世代は、本当に一苦勞であります。ダブルケアの対策が進まない中、全国的には相談窓口を設置する市町村も出てきています。まず沖縄県の現状を把握し、地域市町村との情報提供や連携をとっていくことが大事かと思いますが、県と連携して調査などをしてみてはどうかと思いますが、見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

業務課長。

○業務課長 大城善則 お答え致します。

県内の介護保険者に確認したところ、先ほど調査についてもやっていないということで、今後の対策についても、ほとんど全てが考えていないということでございます。

○議長 田仲康榮 事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 少し補足をしたいと思いますが、ダブルケア自体が平成12年に横浜国立大学の相馬先生が言い出して、それが社会問題として今議論がされているわけですが、やはりその背景には晩婚化と晩産化が大きな原因としてあると思うのです。県内ではアンケート調査は行われていませんが、内閣府が平成28年度の4月に、育児と介護のダブルケアの実態に関する調査というのを公表しています。これはインターネットを開きますと、内容等も出てきますので、ぜひご参照していただきたいと思いますが、その中で全国では25万3,000人の皆さ

んがダブルケアで問題を抱えているというのがございます。その内訳としては、女性が16万8,000人、66.4%。男性が8万5,000人、33.6%。この数から見ても、女性にかかる負担が大きいというのが伺えます。ダブルケアの3つの負担ですが、精神的負担と体力的負担、それと経済的負担がありますが、一番大きいのはやはり精神的な負担と言われています。それをいかに行政としてケアをしていくかというのが、今後の課題になってきます。法的な整備なのですが、介護保険制度と育児制度については、法的な整備が確立されているのですが、この介護保険と育児支援の一体的な法整備はまだまだされておられません。それが課題かなと思っています。行政としての対策なのですが、先ほど議員がおっしゃいましたように、介護と育児も相談できる行政窓口の設置。これは全国的には徐々に数は増えていますが、まだ沖縄県内においては数が少ないという状況です。それと、地域包括支援センターと子育て世代包括支援センターの連携をしなければならない。ただ、残念なことに子育て世代包括支援センターというのは、県内で見ますと6団体しかございません。那覇市、沖縄市、うるま市、それと南風原町と今帰仁村と本部町、構成するうちの管轄ですと、1町2村という状況です。ただ、それをカバーするのが子育て支援担当課の部署でのカバーですが、この辺との連携も必要だと思っています。広域連合として、今後やはりやっていかなければいけないものとしては、育児をしながら在宅介護サービスを受けられる環境整備。例えばデイサービスとか、ショートステイなどの環境整備を進めていく部分と、あとは介護だけのケアマネジャーではなくて、育児と一体とした横断的なダブルケアマネジャーの事業所への要請、または行政への要請というのが今後求められていく部分だと思います。この分については関係機関と連携をしながら、着実にじっくりと議論を

しながら進めて参りたいと思います。

○議長 田仲康榮 これで宮里歩議員の質問を終わります。

引き続き、13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 1番、会計年度任用職員制度について。ア. 2020年4月より施行される会計年度任用職員制度の対象（フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員）となる現在の職員数をお聞きします。イ. 条例第5条で、「号給は広域連合長が規則で定める基準に従い広域連合長が決定する」とありますが、それによって賃下げとなる職員が生まれることはないかどうかを伺います。ウ. 現在の職員は、引き続き採用となるのかどうか伺います。

2. 介護保険優先原則について。障がい者が65歳になると介護保険優先原則として、それまで使っていた障害福祉サービスから介護保険に半ば強制的に移行させられ社会問題となる中、「これまでどおり障害福祉サービスを継続利用したい」と訴え、認められるケースが広がっていると聞いています。当連合内での状況をお聞かせ下さい。以上、ご答弁よろしくお願い致します。

○議長 田仲康榮 総務課長。

○総務課長 大城朝敏 それでは、伊計議員の質問にお答え致します。

まず、1番です。会計年度任用職員制度について、お答え致します。ア. 会計年度任用職員の対象となる職員数は現在、臨時職員2名、嘱託職員63名の計65名となっております。

次に、イ. 会計年度任用職員の報酬については、現在、報酬及び構成市町村が定める報酬を参考に決定する予定となっておりますが、報酬が下がることがないよう検討したいと考えております。

次に、ウ. 会計年度任用の職は、新たに設置された職と位置付けられるべきものであること

から、現在の職員においても次年度の任用を希望する場合は公募に応募していただき、試験または選考を行うことと考えております。

○議長 田仲康榮 業務課長。

○業務課長 大城善則 伊計議員ご質問の2についてお答え致します。

ご質問にありますように障害福祉サービスを利用していた方も65歳になりますと、原則介護保険サービスの利用が優先されることとなります。障害福祉サービスにつきましては、各市町村の障害担当部署で行っております。ご質問にある介護保険サービスより障害福祉サービスを継続利用したいとの申し出により、各市町村の障害担当部署の判断に任せられているところであります。当広域連合では、その状況については把握しておりません。

○議長 田仲康榮 13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 ありがとうございます。それでは再質問致します。

先ほどご答弁にありました職員の数ですが、嘱託63名の方は、資料でいただきました職種別の職員の人数とかがありますが、この臨時の2名という方はどのようなことをされている方なのか、お願いします。

○議長 田仲康榮 暫時休憩致します。

休 憩 （午前10時41分）

~~~~~

再 開 （午前10時41分）

○議長 田仲康榮 再開致します。

答弁を求めます。

業務課長。

○業務課長 大城善則 お答え致します。

介護給付適正化事業の補助員として2人、業務を行っております。

○議長 田仲康榮 13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 ありがとうございます。

この臨時の方々、あとこの嘱託の方々、皆さん来年度からは会計年度任用職員制度になるの

でしょうか。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長 大城朝敏 お答え致します。

今出ている臨時職員2名と、あと嘱託職員については、現在のところそのまま会計年度任用職員に移行する予定としております。

○議長 田仲康榮 13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 この職員の方々、先ほど会計年度で毎回この選考試験をされるということでしたけれども、今まではずっと1年ごとに繰り返しながら長く務めている方もいらっしゃると思うのですが、一番長い方は何年でしょうか。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長 大城朝敏 今、一番長い嘱託員については、当初からいる15年の方が一番長い職員となっております。

○議長 田仲康榮 13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 新しい制度にはなりますけれども、やはり今まで務めていた方々がちゃんと引き続き採用されるよう、あと賃金とかを含めて待遇が下がらないように、ぜひ皆様のお力をおかしいただけたらと思います。

続きまして2番ですが、担当部署に任せているということで、構成市町村の状況がわからないということでしたが、とりあえず西原町の窓口に行ってきたのですが、西原町では65歳になったら、やはりお知らせはするけれども、このご本人さんに委ねるというか、一応理解は求めますが、拒否される方も何人かはいらっしゃるということで、それで少しほっとはしたのですけれども、あともう一つおっしゃっていたのが、私が危惧していたのが障害福祉サービスが使えなくなってしまうのではないかと、そういうことが全国的にはいろいろあったのですけれども、介護保険で使えないものについては、ちゃ

んと障害福祉も使う。ちゃんと両方使えるということを知ったので、少しはいいのかと思いましたが、ただ介護保険料、あるいは利用料にしても、障害福祉サービスの場合は減免とかいろいろありますけれども、介護の場合はないというところで、その辺は本当にみんなで一緒に国に対して、やはり介護にしても減免サービスも、保険料とともに国の補助をもっと上げてほしいということを、声を上げていただきたいと思います。その辺のご見解をお願いします。

○議長 田仲康榮 事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 伊計議員のご質問にお答えします。

伊計議員がおっしゃっているのは65歳の壁のお話だと思いますが、65歳になると高齢障害者の皆さんについては、原則が介護保険ということなのですが、今、平成30年4月に共生型サービスというのが導入されて、そのサービスはどういうものかという、今まで通いながたデイサービスの事業所の変更、なじみの訪問介護員の変更等が家族や利用者の不満を招いていたのですが、この利用サービスを導入することによって、今までいた事業所でサービスを受けられることができます。ただ、事業所の条件としては、指定を受けなければいけないというのがございます。構成市町村の事業所の中では、まだ1件も指定を受けてはいませんが、この指定を受けることによって、今まで通っていた、今まで入所していた施設の中でサービスを受けることができます。それと障害福祉サービスの利用ですが、これも利用できる条件がございまして、この条件を満たすと従来どおりのサービスを受けることができます。条件を簡単に申し上げますと、サービスの併用ということなのですが、4点の条件がございまして、まず1点目は、障害福祉サービスにしか認められないサービスを利用したい場合。2点目が、全身性

障害かつ要介護5などの必要条件がそろっていて、さらに介護保険の支給限度額を超えてしまう場合。それと3点目は、精神疾患や知的障害、視聴覚障害など、障害福祉固有のニーズに合ったサービスが必要だと市町村が認めた場合。4点目に、近くに適正な介護保険サービスを提供する事業所、もしくは施設がないと市町村が認めた場合については、サービスの併用利用ができます。これも現時点でもできます。

それともう一つの、介護保険ですと保険料が確かに1割出ますが、福祉サービスですと現在9割の方が、普段がゼロだと言われています。生活保護世帯とか、低所得者世帯については負担ゼロ。しかしながら、介護保険では1割出ます。それも平成34年度の4月の制度によって、それがフォローされるようになりました。これは市町村のほうに伺うと、こういう厚生労働省から出したリーフレットがあると思いますが、これで高齢障害者の方の利用者負担軽減制度というのが、平成30年の4月1日から始まっています。これでその1割分については、利用者の方が市町村に申請をすれば、月ごとに利用者負担の償還をしますという制度です。これも実際に市町村では走っていると思いますので、細かいことにつきましては市町村、西原町のほうにお伺いをすれば内容等はわかると思います。ですので、平成30年の4月1日において、政府はもろもろ改善といいますか、改正をされていますので、そういう65歳の壁がどんどんなくなってきているというのが現状でございまして。

○議長 田仲康榮 13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 ありがとうございます。

できれば、この制度そのものがなくなればいいかなと思っていますので、今はできる範囲で、できるだけ利用者に寄り添ったものにしていくことで声を上げつつも、国に対してはそういう制度そのものもなくしていくように、一緒に声を上げられたらと思います。それから事務局長、

情報をありがとうございました。私も市町村に出向いていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長 田仲康榮 答弁はよろしいですか。これで伊計裕子議員の質問を終わります。

引き続き一般質問を進めます。

25番 吉永浩議員。

○25番 吉永 浩 25番 吉永です。通告に従いまして、質問致します。

広域圏内のケアマネ・主任ケアマネ確保策について。第51回定例会において、離島における居宅支援の現状、ケアマネ・主任ケアマネ確保の難しさを訴えました。その際ヒアリングの場において、ケアマネ含めた専門職確保や要請内容について考えていくと答弁がありました。進捗は怎么样了。また、離島のみならず、広域圏内の居宅支援事業所に主任ケアマネ充足率にも課題の認識をしていたが、その後対策は考えたか。答弁を求めます。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長 大城朝敏 それでは、吉永議員から質問のあったことにお答え致します。

まず、広域県内のケアマネ・主任ケアマネの確保について、お答え致します。市町村における専門職の確保につきましては、令和元年6月から8月にかけ、構成29市町村において地域支援事業に関する市町村ヒアリングを実施しており、現在まで29市町村中22市町村で実施しております。ヒアリングを通して、広域連合で定める地域包括支援センターの人員配置基準に基づき、基準を満たしていない市町村に対しては、3専門職の適正配置に向けて取り組みを指導・要請しており、残り7市町村においても同様に実施して参りたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長 田仲康榮 業務課長。

○業務課長 大城善則 吉永議員ご質問の居宅

介護支援事業所の主任ケアマネ充足率について、お答え致します。

居宅介護支援事業所については、広域連合圏内の居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員の配置状況について、平成31年3月に居宅介護支援事業所に対して、アンケート調査を実施致しました。その結果、特に離島・過疎地域については、研修の実行が難しいことや他地域からの主任介護支援専門員の補充が難しいといった理由で、主任介護支援専門員の配置が厳しい状況を把握致しました。そのような中で、令和3年4月1日より居宅介護支援事業所の管理要件が主任介護支援専門員に限定される場合、特に離島・過疎地域において、居宅介護支援事業所が廃止、または休止されるため、地域に介護支援専門員が不在となり、介護サービスの提供に支障を来すことが懸念されます。広域連合ではこの状況を踏まえ、沖縄県子ども生活福祉部や沖縄県介護支援専門員協会との意見交換を行った上で、平成31年の地方分権改革に関する提案募集の中で、内閣府地方分権改革推進室に対し、居宅介護支援事業所の管理者要件に関する経過措置期間延長について、経過措置期間を6年以上、令和6年3月31日、延長するよう提案を行いました。この提案について6月28日、地方分権改革有識者提案募集検討専門部会合同会議において、令和元年の重点事項として決定され、7月11日に事務局長、それから私と担当係長で大阪府や広島県、宮城県ともに、内閣府地方分権改革推進室のヒアリングを受け、当広域連合は離島地域や過疎地域の実情を訴え、経過措置期間の延長を強く要望してきました。今後のスケジュールにつきましては、10月内閣府と厚生労働省の調整、11月下旬、地方分権有識者会議提案募集検討専門部会合同会議で議論が行われ、方針案が了承されれば、12月下旬に閣議決定となります。以上でございます。

○議長 田仲康榮 25番 吉永浩議員。

**○25番 吉永 浩** 再質問をしたいと思います。

まず、この質問をしている大きな意味というのは加盟市町村、これは29市町村全体の共通の課題だと思いますが、介護サービス基盤の整備というところで、このケアマネ、特に居宅支援事業所の部分について、広域連合としてどう取り組むのかというところの部分と、もう一つは、この加盟29市町村の約3分の1が離島というところで、離島支援という観点です。そこ。そしてもう一つが、地域包括ケアシステムの構築というところで、もちろん地域包括ケアシステムは、各市町村、そして地域包括支援センターというのがありますけれども、その国の中ではケアマネがキーマンになっている部分というのもあると思います。そして、この3つに関しては、年度の広域連合からの施政方針にも載っている重要な点だと思っていますが、その点に関して広域連合として、広域連合にしかできないことがあると思います。29市町村という連合が、どれだけ課題意識を持って、この点に関して取り組んできたかというところを確認したくて、今回の質問をしました。広域連合として動いているというのは、もう今の答弁でわかったのですが、先ほども質問があった中でケアマネの点に関して、今はまだヒアリング中なので取りまわっていないという認識でいいかと思うのですけれども、今現在というか、各市町村からヒアリングをしていると思いますが、2月の答弁の中に離島振興協会への要請と、そして県に要請という答弁がありました。これは市町村からしっかり受けた上でやっていくということなのですから、この具体的な中身のほうを少しお伺いします。

**○議長 田仲康榮** 答弁を求めます。

総務課長。

**○総務課長 大城朝敏** お答え致します。

先ほどあった離島振興協会等の離島市町村と

の調整というところになるのですけれども、こちらはやはり広域連合が勝手に県だったり、いろんなところに申請をして調整を進めていくというわけにもいかないというところもあって、基本的にはこのヒアリングの中で市町村のほうには具体的にどういうことを県や広域連合にやってもらいたいのか。そのやってもらいたいことを、どこに要請していくのかということも含めて、今調整を行っております。実際に広域連合からの助言としましては、どうしても担当レベルで県と調整しても、なかなか動いてくれないというところもありますので、できれば離島振興協会であったり、それぞれの市町村長からの要請とかということで、離島のほうから動けば、広域連合もそれに合わせて支援をしていきますということでお話しさせていただいております。今具体的には、まだ市町村のほうから、ではこれについてこういう内容で支援をお願いしたいという具体的なものはまだ出ていないというところがありますので、まだ具体的には動いていないのですけれども、離島のほうから具体的に上がってくれば、ではどのような支援体制を組んでいくか。その内容に合わせてどのように要請をしていくかというのを、検討を進めていきたいと考えております。以上です。

**○議長 田仲康榮** 総務課長。

**○総務課長 大城朝敏** 県に対する要請というところなのですから、これは実は連合長のほうから直接玉城知事に対しても、離島に対する支援のほうをお願いしたいということで依頼を行っております。またその後、今事務レベルでも県の部長等に対しても、今の離島の状況、また離島に対する専門職の確保等に対する依頼も合わせて行っている状況です。

**○議長 田仲康榮** 25番 吉永浩議員。

**○25番 吉永 浩** これは離島に限らず、ほかの加盟市町村の部分にも当てはまりますので、大事な部分かと思うのですが、県の対応は、反

応はどうだったのか、お伺いします。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長 大城朝敏 実際、では地域支援事業に対して県のほうがどういう対応をしているかというところになると思うのですが、県としましても、この専門職の確保についてはなかなか市町村でも厳しいというのを確認しているというところで、今実際、県が支援している内容につきましては、リハ専門職等を活用した地域包括ケアシステムの構築事業ということで、リハ専門職の市町村への派遣事業を県が行っております。これは本島だけではなく、離島も実施していて、市町村から要望があれば県が紹介をして、その専門職が派遣されるという体制を構築しているというのを聞いております。それ以外には、地域ケアマネジメント業務相談アドバイザー市町村支援事業ということで、これも地域包括支援センターの職員に対しての支援策として、県のほうがこのケアマネジメントの相談業務であったり、アドバイザーの派遣等を今行っていると聞いております。以上です。

○議長 田仲康榮 25番 吉永浩議員。

○25番 吉永 浩 その支援策は支援策として、僕が聞いているのは、この広域連合が要請した、今離島等、あるいは共通のケアマネ確保とか、主任ケアマネの育成に関しての支援策というのは、県としてこういった形で考えているのかということなのです。要請は要請で、連合長と一緒にされたということだそうなのですが、支援策のことではなくて、先ほどからやっているその件に関して、県はどのような反応だったのか。要は協力的で、県としても一緒に国に訴えに行きますよとか、要望書を出します。あるいは県として、各市町村がケアマネとか環境整備をやろうとしているときに、その幾つかの支援策をやりますとか、そういった具体的なものもあったのかどうか。この点です。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 お答えします。

県の対応としましては、県ができる分については支援をしたいということです。ただ、マンパワーの確保については、現状では大変厳しい状況ですので、まずは人材育成も含めて、県としてできる分はやっていくということで、今、北谷町とか何カ所かを中心に、人材育成の事業も行っています。ですので、県は21世紀ビジョンの中にそういう施策を盛り込んでいるわけですから、当然やっていきますというのは確認されています。ただ、どれだけの進捗かということ、やはり進捗状況としてはマンパワーを確保するための状況が厳しいので、順調にはいっていないのかと思いますので、その辺は我々も連携をする。県内には13保険者がいますので、そういう方々がやはり県に向かって、県と一緒にどうするのというのを問題提起をする必要があるだろうと思っていますので、それはほかの12保険者も含めて、少し会議の中で議論をして調整をしていきたいと思っています。

○議長 田仲康榮 25番 吉永浩議員。

○25番 吉永 浩 2月の議会でも事務局長は、当広域連合だけではこれは進まないの、ほかの保険者等も巻き込んだ取り組みをしていかなければいけないということで、ちなみにこの2月から8月まで、ほかの保険者に対して、こういった議論をしてきたことはあるのか。

○議長 田仲康榮 事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 お答えします。

指定事業所の管理者が主任ケアマネジャーに変わるという段階で、ほかの12保険者のほうにも我々のその提案した部分について、賛同してくれというような文書を広域連合長名で12保険者にもお願いをしています。12保険者の中で、実際にその内閣府の項目に打ち込んだのは与那国町だけでしたが、ただその意識としては、や

はりこの問題については、沖縄県内全体の問題なんだということを含めて、こちらのほうとしては、ほかの12保険者のほうにもそういうことは訴えてきております。

○議長 田仲康榮 25番 吉永浩議員。

○25番 吉永 浩 沖縄県ができることはやるということなのですから、沖縄県ができることがどこまでなのかというのは、やはりその議論をしていくべきですし、ではできないところは広域連合としてどうするのかというのは、10月、11月のこれからのスケジュールの中で、その後にまた決まってくることだと思いますけれども、その後のことも考えて、広域連合には動いてほしいと思っています。もちろんこうやって動いているというのは、やはりその課題意識を持って下さっていますので、それはそれとしてお願いしたいと思っています。連合長にちょっとお伺いしたいのですが、2月の広域連合でこの件に関して質問したのですが、私は自分達の久米島町でも議会に出したのです。広域連合内の話と自分達の市町村の話が連動しないといけないと。そこで感じたのは、広域連合が保険者だからというところと、他力本願ではないのですけれども、少し意識として、この主任ケアマネとか、ケアマネの確保とか、介護基盤の整備とか、そういったところに関して自分達の市町村だけで考えるというのが弱い気がするところがあって、その連合長というところでは29市町村の市長の皆さんとやるというところはあると思いますけれども、この件に関して課題意識を持つような働きかけというのは、実際にできているのかどうかというのをお伺いしたいと思っています。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長 新垣邦男 詳細は事務局長からあったのですが、当然各市町村長もその意識は非常に高いと思います。特に離島・過疎地域の

皆さん、そのケアマネが非常に少ないと。その対応をどうすればいいかという意識は、常に持っていらっしゃると思っておりますので、当然広域連合長としても29市町村長と連携をしながら、この課題解決に向けて取り組んでいきたいと思っています。これは喫緊の課題ですので、ぜひ国にも働きかけながら、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

○議長 田仲康榮 25番 吉永浩議員。

○25番 吉永 浩 ぜひ積極的に。市長の皆さんの意識というのはやはり大事だと思いますので、その辺はお願いしたいと思っています。この質問は終わりますけれども、こちらに今参集されています議員の皆様にも、各市町村でこういった課題を取り上げて議会に出してもらおうとか、予算審査委員会とかで提案をするとか、そういったことをやってほしいと要望をして、質問は終わりたいと思います。

○議長 田仲康榮 これで吉永浩議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

暫時休憩致します。

休 憩 （午前11時09分）

～～～～～～～～～～

再 開 （午前11時19分）

○議長 田仲康榮 再開致します。

日程第8 承認第1号 専決処分の承認についてを議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 承認第1号 専決処分の承認についてご説明をします。

本件は、介護保険施行令等の一部改正が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日に施行されることとなったため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長において

平成31年3月29日に専決処分したことから同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

内容については、介護保険法施行令等の一部改正により、本年10月の消費税率10%の引き上げに合わせて、低所得者の保険料の軽減強化を実施するため、平成31年度から令和2年度において、保険料段階区分のうち第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するために、本広域連合の「介護保険条例」の一部改正を行ったものであります。

専決処分書を添付しておりますので、ご参照下さい。

**○議長 田仲康栄** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

**○議長 田仲康栄** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

**○議長 田仲康栄** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認についてを採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長 田仲康栄** 異議なしと認めます。したがって承認第1号 専決処分の承認については、原案のとおり可決されました。

日程第9 報告第1号 専決処分の報告についてを議題と致します。

報告を求めます。

事務局長。

**○事務局長 具志堅兼栄** 報告第1号 専決処分の報告についてご説明します。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された「法律上広域連合の義務に属する1件100万円以下の損害賠償額の決定並びに訴訟物の価格が100万円以下の訴えの提起、和解及び調停」に基づき、広域連合長において平成31年3月13日に介護度記載誤りにより生じた損害賠償額を専決処分したことから、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

損害賠償の相手方は豊見城市で、損害賠償額は3万7,400円であります。

専決処分書を添付しておりますので、ご参照下さい。

**○議長 田仲康栄** 暫時休憩致します。

休 憩 （午前11時23分）

~~~~~

再 開 （午前11時24分）

○議長 田仲康栄 再開致します。

これで報告を終わります。

日程第10 報告第2号 専決処分の報告についてを議題と致します。

報告を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 報告第2号 専決処分の報告についてご説明します。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された「法律上広域連合の義務に属する1件100万円以下の損害賠償額の決定並びに訴訟物の価格が100万円以下の訴えの提起、和解及び調停」に基づき、広域連合長において平成31年3月13日に介護度記載誤りにより生じた損害賠償額を専決処分したことから、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

損害賠償の相手方は南城市で、損害賠償額は

2万4,500円であります。

専決処分書を添付しておりますので、ご参照下さい。

○議長 田仲康榮 これで報告を終わります。

日程第11 報告第3号 専決処分の報告についてを議題と致します。

報告を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 報告第3号 専決処分の報告についてご説明します。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された「法律上広域連合の義務に属する1件100万円以下の損害賠償額の決定並びに訴訟物の価格が100万円以下の訴えの提起、和解及び調停」に基づき、広域連合長において平成31年3月13日に車両事故により生じた損害賠償額を専決処分したことから、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

事故の概要は、平成30年10月24日に認定調査員が訪問調査の途中、名護市真喜屋運動場駐車場で前方不注意により駐車場内の外灯に衝突、破損させたものであります。

損害賠償の相手方は特定非営利活動法人名護市体育協会で、損害賠償額は43万円であります。

専決処分書を添付しておりますので、ご参照下さい。

○議長 田仲康榮 これで報告を終わります。

日程第12 議案第8号 沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定についてを議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第8号 沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定についてご説明します。

本件は、沖縄県介護保険広域連合の指定金融機関である「株式会社沖縄銀行」が令和元年9月30日をもって期間満了することに伴い、新たな指定金融機関に「株式会社琉球銀行」を指定するために地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定する期間は、令和元年10月1日から令和3年9月30日までの2年間であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長 田仲康榮 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定についてを採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって議案第8号 沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例を議題と致します。

本案についての提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第9号 沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

本件は、議員等の非常勤特別職員が議会または委員会、もしくはその他職務のため会議等に出席したときに費用弁償を支給する根拠を明確にするため、広域連合の条例について所要の改正を行う必要が生じたことから提案するものです。

この条例は、公布の日から施行します。

新旧対照表を添付しておりますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 田仲康栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 田仲康栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 田仲康栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 田仲康栄 異議なしと認めます。したがって議案第9号 沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第10号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明します。

本件は、改正個人情報保護法が平成29年5月30日に施行されたことにより、広域連合が保有する個人情報の適切な取り扱いを確保するため、改正個人情報保護法並びに沖縄県個人情報保護条例に倣い、広域連合の条例についても所要の改正を行う必要が生じたことから提案するものです。

主な改正内容は、第2条第1号個人情報の定義を改正し、新たに第10号要配慮個人情報、第11号個人識別符号の定義を追加し、関連する第4条、第5条の条項を改正したものであります。第9条以降は、今回の改正に合わせて条文等を整理したものであります。

今回定義に追加された要配慮個人情報は、改正個人情報保護法で新設されたもので、差別や偏見につながる可能性のある、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪経歴、犯罪被害の事実などの個人情報を本人の同意なく集めたり、外部に提供することが禁止されたものであります。

個人識別符号は、個人情報の定義を明確化することによって、グレーゾーンを解消するための規制強化として新たに追加されたものであります。

この条例は、公布の日から施行します。

新旧対照表を添付しておりますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 田仲康栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

んか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって議案第10号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号 沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第11号 沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてご説明します。

本件は、平成29年5月11日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、令和2年4月1日から会計年度任用制度が実施されることに伴い、広域連合においても会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定める必要が生じたことから、条例を制定し提案するものであります。

なお、職員の給与は、条例でこれを定めなければならず、また法律またはこれに基づく条例に基づかない限り支給できないことになってお

ります。

条例内容は、会計年度任用職員の給与の基本的事項として、給与の種類、給料表、その他決定方法並びに手当及び費用弁償の種類及び内容等を規定したものであります。

この条例は、令和2年4月1日から施行します。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長 田仲康榮 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって議案第11号 沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第12号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算

(第1号)についてご説明致します。

一般会計補正予算第1号は、既存の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,786万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を12億9,006万3,000円とするものであります。今回の補正は、前年度実績に伴う精算金及び人事異動に伴う人件費、財政調整基金への積み立てが主な補正内容となっています。歳入歳出補正予算の内容については、「事項別明細書」でご説明します。

まず、歳入からご説明します。5ページをお開き下さい。1款1項負担金735万円は、前年度の実績に伴う追加の負担金であります。

7款2項特別会計繰入金12万1,000円は、前年度の実績に伴う低所得者保険料軽減繰入金の精算余剰金で、特別会計からの繰り入れとなります。

8款1項繰越金2,039万6,000円は、平成30年度決算剰余金の確定による追加補正で、合計剰余金は3,139万6,000円となっております。

次に歳出についてご説明をします。6ページをお開き下さい。2款1項総務管理費1,656万5,000円は、1目一般管理費、人事異動による人件費60万9,000円と、4目財政調整基金費積立金1,592万1,000円が主なものであります。この積み立てにより補正後の基金残高は1億3,511万9,000円となります。2款3項調査認定費121万3,000円は、要介護認定調査員の報酬減額と年間調査件数の伸びに伴う認定委託料の増額であります。

7ページをお願いします。2款4項給付管理費1万7,000円は、交通事故等による第三者行為事務手数料として、沖縄県国民健康保険団体連合会に支払うものであります。2款8項障害支援区分認定等事業費11万3,000円の減額は、担当職員の人事異動に伴う人件費であります。

4款1項償還金及び還付加算金1,018万5,000円は、前年度実績に伴う償還金で、主に構成市町村への償還金であります。

10ページ、11ページの「給与明細書」については、職員の人事異動等に関するものですが、今回はご説明を省略させていただきます。以上で一般会計補正予算(第1号)のご説明と致します。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長 田仲康榮 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第1号)を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって議案第12号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第1号)を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第13号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第1号)についてご説明致します。

特別会計補正予算第1号は、既存の歳入歳出にそれぞれ7億7,855万円を追加し、歳入歳出

予算総額を345億4,614万4,000円にするものであります。今回の補正は、前年度の給付実績に伴う精算処理及び決算の実質収支確定による繰越金、介護給付費準備基金への積み立てが主な内容となっています。歳入歳出補正予算の内容については、「事項別明細書」でご説明します。

まず歳入からご説明します。5ページをお開き下さい。2款1項負担金4,611万5,000円は、前年度実績に伴う市町村介護給付費追加負担金であります。3款2項国庫補助金1億3,106万9,000円の減額は、交付申請に基づき決定された現年度分調整交付金を減額するものであります。

4款1項支払基金交付金924万2,000円は、前年度実績に伴う介護給付費追加交付であります。

9款1項繰入金8億4,964万5,000円は、平成30年度決算剰余金の確定による追加補正で、合計剰余金は8億6,364万5,000円となっております。

6ページをお開き下さい。11款3項雑入461万7,000円は、1目第三者納付金は第三者行為による損害賠償金で、3目雑入は地域支援事業費精算に伴う返還金であります。

次に歳出についてご説明します。7ページをお開き下さい。2款1項介護予防日常生活支援総合事業費901万4,000円は、前年度事業費の確定に伴う返還金であります。4款1項基金積立金3億4,957万9,000円は、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るために介護給付費準備基金に積立するものであります。補正後の基金残高は12億1,970万1,000円となります。

6款1項償還金及び還付加算金4億1,983万5,000円は、前年度の実績に伴う介護給付費と地域支援事業の精算返納金であります。

8ページをお開き下さい。6款4項繰出金12万2,000円は、前年度実績に基づき低所得者保険料軽減として精算するものであります。以上で特別会計補正予算（第1号）のご説明としま

す。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長 田仲康榮 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第1号）を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって議案第13号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18 認定第1号 平成30年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 認定第1号 平成30年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明致します。

この決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の決算審査意見書を付して、議会の認定に付すものであります。それでは平成30年度一般会計歳入歳出決算書によりご説明を致します。

一般会計の総括を歳入からご説明します。決

算書の1ページ、2ページをお開き下さい。歳入合計は、予算現額9億9,360万4,000円に對しまして、調定額、収入済額とも9億9,664万6,994円で、予算現額と収入済額との比較は304万2,994円の増となっております。収入済額は、前年度に比べ3,153万3,488円、3.1%の減となっております。歳入全体の調定額に対する収入率は100%、対予算収納率では100.31%であります。

次に歳出についてご説明します。3ページ、4ページをお開き下さい。歳出合計は、予算現額9億9,360万4,000円に對しまして、支出済額9億6,525万875円、不用額2,835万3,125円となっております。支出済額は、前年度に比べ2,223万8,888円、2.3%の減となっております。歳出全体の執行率は97.15%で、前年度96.57%を0.58ポイント上回っております。

それでは、決算書の1ページに戻りまして、順次、主な歳入の内容について収入済額を基本に前年度対比でご説明を致します。1款分担金及び負担金は、予算現額8億6,592万9,000円に對しまして、調定額、収入済額いずれも8億6,593万1,331円で、前年度と比べ1,316万8,308円の減となっております。主な要因は、現年度分調査認定費負担金の減額によるものであります。2款使用料及び手数料は、予算現額202万円に對しまして、調定額、収入済額いずれも238万6,300円で、前年度と比べ82万1,795円の減となっております。主な要因は、介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業所の指定更新等に係る事業所指定申請手数料が減ったことによるものです。3款国庫支出金は、予算現額4,892万5,000円に對しまして、調定額、収入済額いずれも5,220万5,536円で、前年度と比べ120万25円の増となっております。主な要因は、低所得者保険料軽減負担金の増額によるものであります。

4款県支出金は、予算現額3,385万円に對し

まして、調定額、収入済額いずれも3,238万9,767円で、前年度と比べ163万2,514円の増となっております。主な要因は、低所得者保険料軽減負担金の増額によるものであります。

5款財産収入は、予算現額1万2,000円に對しまして、調定額、収入済額いずれも1万2,627円で前年度に比べ、1,985円の増となっております。財産収入については、財政調整基金の運用益であります。

6款寄附金は、収入済額はありませんでした。

7款繰入金は、予算現額、調定額、収入済額いずれも94万9,000円で、前年度と比べ2,172万3,000円の減となっております。繰入金については、財政調整基金からの繰り入れが主なものであります。

8款繰越金は、予算現額、調定額、収入済額いずれも4,069万円で、前年度と比べて68万1,832円の増となっております。

9款諸収入は、予算現額122万8,000円に對しまして、調定額、収入済額いずれも208万2,433円で、前年度と比べ66万3,259円の増となっております。主な要因は、職員手当の戻入によるものであります。

次に、歳出についてご説明します。3ページ、4ページをお開き下さい。1款議会費は、予算現額503万3,000円に對しまして、支出済額307万9,176円、不用額195万3,824円で、支出済額は前年度に比べ58万7,251円の減となっております。執行率は61.18%で、14.87ポイント下回っております。主な要因は、県外旅費と費用弁償の減によるものです。

2款総務費は、予算現額8億6,114万4,000円に對しまして、支出済額8億3,668万3,445円、不用額2,442万555円で、支出済額は前年度と比べ4,550万1,295円の減となっております。執行率は97.16%で、0.68ポイント上回っております。支出済額が減になった主な要因は、1項1目一般管理費介護保険事業計画策定委託料、財

政調整積立金の減と４項２目介護給付費適正化事業費を特別会計に移動したことによるものがあります。

３款公債費は、予算現額７万円に対しまして、支出済額はありませんでした。

４款諸支出金は、予算現額１億２,５９４万４,０００円に対しまして、支出済額１億２,５４８万８,２５４円、不用額５,７４６円で、支出済額は前年度と比べ２,３８４万９,６５８円の増となっております。執行率は９９.９９％で、前年度とほぼ同じ執行率となっております。支出済額が増になった主な要因は、調査認定費精算償還金と低所得者保険料軽減繰出金の特別会計の繰り出しが増えたことによるものであります。

５款予備費は、予算現額１９０万３,０００円となっておりますが、当初予算額３００万円から２款総務費と４款諸支出金に１０９万７,０００円を充当しております。

次に、２９ページをお開き下さい。実質収支に関する調書についてご説明します。歳入総額９億９,６６４万６,０００円に対しまして、歳出総額９億６,５２５万円で、歳入歳出差引額は３,１３９万６,０００円であります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額の３,１３９万６,０００円となっております。

３０ページをお開き下さい。財産に関する調書についてご説明します。１の物品については、増減がありませんのでご説明を省略させていただきます。２の基金についてご説明します。介護給付費準備基金は、決算年度中増減高が１,４５５万９,０００円増えたことで決算年度末現在高は８億７,７０４万８,０００円、財政調整基金は、１,９５８万９,０００円増えたことで１億４,４７１万円となっております。

歳出の不用額については、決算審査意見書並びに全員協議会資料Ｂ「付議事件概要説明書」に詳細を記してありますので、ご参照下さい。

以上で認定第１号 平成３０年度沖縄県介護保険

広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 田仲康榮 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。このあと決算審査特別委員会において審査する予定ですので、質疑を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

しばらく休憩致します。

休 憩 （午前１１時５７分）

～～～～～～～～～～

再 開 （午前１１時５８分）

○議長 田仲康榮 再開致します。

お諮り致します。本案については、２８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって本案については、２８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することに決定致しました。

お諮り致します。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第３条の規定によって、お手元に配り致しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定致しました。

日程第１９ 認定第２号 平成３０年度沖縄県介

護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 認定第2号 平成30年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明します。

この決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の決算審査意見書を付して、議会の認定に付すものであります。それでは、平成30年度特別会計歳入歳出決算書によりご説明を致します。

特別会計の総括を歳入からご説明します。決算書の1ページ、2ページをお開き下さい。歳入合計は、予算現額334億8,529万円に對しまして、調定額343億2,770万2,774円、収入済額338億1,318万3,709円、不納欠損額1億4,409万6,535円、収入未済額3億7,042万2,530円、予算現額と収入済額との比較は3億2,789万3,709円の増となっております。収入済額は、前年度と比べ6億2,906万2,578円、1.9%の増となっております。歳入全体の調定額に対する収入率は98.5%で、前年度と同率。対予算収納率は100.98%であります。

次に、歳出についてご説明をします。3ページ、4ページをお開き下さい。歳出合計は、予算現額334億8,529万円に對しまして、支出済額329億4,953万8,525円、不用額5億3,575万1,475円となっております。支出済額は、前年度に比べ3億9,835万7,462円、1.2%の増となっております。歳出全体の執行率は98.4%で、前年度95.92%を2.48ポイント上回っております。

それでは決算書の1ページに戻りまして、順次、主な歳入の内容について収入済額を基本に前年度対比でご説明を致します。1款保険料は予算現額67億7,760万5,000円に對しまして、調定額76億8,952万3,616円、収入済額71億7,504

万3,789円となっております。保険料全体の収納率は93.31%で、前年度92.49%を0.82ポイント上回っております。収入済額は、前年度に比べ9億5,967万2,165円の増となっております。現年度分の特別徴収、普通徴収での総額にかかる徴収率は97.44%で、前年度の97.03%を0.4ポイント上回っています。不納欠損額は1億4,409万6,535円で、前年度より606万3,396円の増額となっております。還付未済額は2,574万3,137円で、前年度に比べ578万2,646円の増となっております。還付未済額の9割は特別徴収保険料で、事務処理において年金機構との調整に時間がかかっていることが原因であります。

2款分担金及び負担金は、予算現額42億5,513万1,000円に對しまして、調定額、収入済額いずれも42億5,513万2,411円で、前年度と比べ6,501万1,811円の増となっております。増収の内訳は、市町村介護給付費負担金で5,743万1,740円、地域支援事業負担金の介護予防日常生活支援総合事業で732万2,485円となっております。

3款国庫支出金は、予算現額81億9,804万2,000円に對しまして、調定額、収入済額いずれも82億3,291万4,319円で、前年度と比べ2億6,796万4,902円の増となっております。増収の主な内容は、介護給付費負担金で1億2,813万6,822円、地域支援交付金で6,655万8,080円、保険者機能強化推進交付金で5,127万6,000円となっております。

4款支払基金交付金は、予算現額86億5,401万4,000円に對しまして、調定額、収入済額いずれも85億5,344万2,277円で、前年度と比べ1,087万9,723円の減となっております。減収の主なものとして、介護給付費交付金で7,950万2,820円の減となっておりますが、一方地域支援事業交付金では6,862万3,097円の増収となっております。

5款県支出金は、予算現額47億6,228万円に

対しまして、調定額、収入済額いずれも47億5,822万5,270円で、前年度と比べ4,693万1,578円の増となっております。増収の内訳は、介護給付費負担金で1,236万7,855円、地域支援事業交付金で3,456万3,723円となっています。

6 款財産収入は、予算現額18万6,000円に対しまして、調定額、収入済額いずれも18万6,585円で、前年度に比べ15万3,634円の増となっています。

7 款寄附金は、収入済額はありませんでした。

8 款繰入金は、予算現額 2 億33万7,000円に対しまして、調定額、収入済額いずれも 2 億53万8,070円で、前年度と比べ 1 億8,518万8,947円の減となっております。介護給付費準備基金からの繰り入れの減が主な要因であります。

9 款繰越金は、予算現額 6 億3,294万円に対しまして、調定額、収入済額いずれも 6 億3,294万円で、前年度と比べ 3 億5,233万3,069円の減となっております。

10 款広域連合債は、費目存置であります。

11 款諸収入は、予算現額475万3,000円に対しまして、調定額480万226円、収入済額476万988円、収入未済額 3 万9,238円で、前年度と比べ 1 億6,226万9,773円の減となっております。減収の主な要因は、前年度西原町の加入に伴い、介護給付費準備基金 1 億5,370万3,481円、支払基金753万8,130円を雑入として受け入れた収入が減になったことによるものです。

次に、歳出についてご説明します。3 ページ、4 ページをお開き下さい。1 款保険給付費は、予算現額306億28万円に対しまして、支出済額304億990万8,075円、不用額 1 億9,037万1,925円で支出済額は、前年度と比べ 7 億4,484万2,555円の増となっております。執行率は99.38%で、前年度と比べ2.43ポイント上回っています。

次に、1 款給付費の各項ごとの対前年度増減等についてご説明をします。1 項介護サービス

等諸費は、前年度に比べ 6 億4,399万1,003円の増となっております。増額の主な内訳は、居宅介護サービス給付費で 2 億2,005万3,676円、施設介護サービス給付費で 2 億2,903万2,768円、地域密着型介護サービス給付費で 1 億3,252万7,419円となっております。2 項介護予防サービス等諸費は、前年度に比べ6,334万9,142円の増で、主な要因は介護予防給付費5,155万579円によるものであります。3 項その他の諸費は、前年度に比べ512万736円の減で、審査支払手数料の減によるものであります。4 項高額介護サービス等費は、前年度に比べ4,281万4,590円の増で、主な要因は高額介護サービス費3,891万3,457円によるものであります。5 項特定入所者介護サービス等費は、前年度に比べ19万1,440円の減で、主な要因は特定入所者介護サービス費によるものであります。2 款地域支援事業費は、予算現額21億8,231万3,000円に対しまして、支出済額18億6,733万2,988円、不用額 3 億1,498万12円で支出済額は、前年度に比べ 1 億2,789万7,540円の増となっております。執行率は85.57%で、前年度に比べ3.2ポイント上回っています。

2 款地域支援事業費の各項ごとの対前年度増減等について説明をします。1 項介護予防・日常生活支援総合事業費は、前年度に比べ2,842万5,125円で実績増によるものであります。2 項包括的支援事業・任意事業費は、前年度に比べ9,955万1,139円の増で、実績の増と介護給付費適正化事業を一般会計から移動したことによるものであります。4 項その他の諸費は、前年度に比べ 7 万8,720円の減で、国民健康保険団体連合会審査支払手数料の減によるものであります。

3 款財政安定化基金拠出金は、費目存置であります。

4 款基金積立金は、予算現額 1 億1,704万6,000円に対しまして、支出済額 1 億1,704万

6,000円で、前年度に比べ5億7,015万6円の減になっております。

5款公債費は、予算現額136万2,000円に對しまして、支出はありませんでした。

6款諸支出金は、予算現額5億5,543万8,000円に對しまして、支出済額5億5,525万1,462円、不用額18万6,538円で、支出済額は前年度に比べ9,577万3,363円の増になっております。執行率は99.97%で、前年度に比べ11.07ポイント上回っております。支出済額が増になった主な要因は、実績精算に伴う償還金が増加したことによるものであります。

7款予備費は、予算現額2,885万円となっておりますが、当初予算額3,000万円から6款諸支出金に115万円を充当しております。

次に、27ページをお開き下さい。実質収支に関する調書についてご説明をします。歳入総額338億8,118万3,000円に對しまして、歳出総額329億4,953万8,000円で、歳入歳出差引額は8億6,364万5,000円であります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額の8億6,364万5,000円となっております。歳出の不用額については、決算審査意見書並びに全員協議会資料B「付議事件概要説明書」に詳細を記してありますので、ご参照下さい。以上で認定第2号 平成30年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長 田仲康榮 これで提案理由の説明を終わります。

お諮りしたいと思います。昼食時間になっているのですけれども、あとしばらくで終わりますので、このまま会議を続行したいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 ありがとうございます。

これから質疑を行います、このあと決算審

査特別委員会によって審査する予定ですので、質疑を省略したいと思います、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮り致します。本案については、決算審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって本案については、決算審査特別委員会に付託をして審査することに決定を致しました。

しばらく休憩致します。

休 憩 （午後0時15分）

~~~~~

再 開 （午後0時44分）

**○議長 田仲康榮** 再開致します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 認定第1号 平成30年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。

本案について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長。

**○決算審査特別委員長 神谷嘉栄** 決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

令和元年8月20日、沖縄県介護保険広域連合議会本会議において、決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 平成30年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、本日、決算審査特別委員会を開催し、審議致しました。

採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。審査結果はお手元に配付しました委員会審査報告書のとおりであります。

以上をもって、決算審査特別委員長の報告と

致します。

○議長 田仲康榮 以上で委員長の報告を終わります。

引き続き委員長に対する質疑ですが、決算審査特別委員会は28名で全員でございますので、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成30年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決致します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮り致します。本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって認定第1号 平成30年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第21 認定第2号 平成30年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。

本案について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長 神谷嘉栄 決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

令和元年8月20日、沖縄県介護保険広域連合議会本会議において、決算審査特別委員会に付

託されました認定第2号 平成30年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について、本日、決算審査特別委員会を開催し、審議致しました。

採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。審査結果はお手元に配付しました委員会審査報告書のとおりであります。

以上をもって、決算審査特別委員長の報告と致します。

○議長 田仲康榮 以上で委員長の報告を終わります。

引き続き委員長に対する質疑ですが、決算審査特別委員会は28名で全員でございますので、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成30年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決致します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮り致します。本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって認定第2号 平成30年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定を致しました。

○議長 田仲康榮 日程第22 議員派遣の件を議題と致します。

お諮り致します。議員派遣の件については、別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件については、別紙のとおり決定を致しました。

日程第23 閉会中の継続調査の件を議題と致します。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付致しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮り致します。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定を致しました。

お諮り致します。本定例会で議決されました案件については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定を致しました。

これで本日の日程は全部終了致しました。

会議を閉じます。

令和元年第52回沖縄県介護保険広域連合議定例会を閉会致します。おつかれ様でした。

閉 会 (午後0時51分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

沖縄県介護保険広域連合議会議長

田 仲 康 榮

署名議員 (議席番号6番)

山 城 良 一

署名議員 (議席番号7番)

仲 間 信 之